

令和4年度

定期監査結果報告書

松阪市監査委員

22 松監第 000140 号  
令和 5 年 2 月 1 日

松阪市監査委員 西 村 和 浩  
松阪市監査委員 杉 本 徳 男  
松阪市監査委員 赤 塚 か お り

#### 令和 4 年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 1 4 項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

# 第1 監査対象箇所及び実施期間

(令和4年6月20日～令和4年11月14日)

対 象 箇 所		監査実施日	対 象 箇 所	監査実施日	
広 報 局	秘 書 課	4.10.24	環 境 生 活 部		
	広 報 広 聴 課	10.24	環 境 課	4.7.15	
防 災 対 策 課		7.11	清 掃 事 業 課	7.21	
企 画 振 興 部			清 掃 施 設 課	8.1	
経 営 企 画 課		8.1	戸 籍 住 民 課	10.13	
情 報 シ ス テ ム 課		7.15	地 域 安 全 対 策 課	10.26	
市 政 改 革 課		10.26	人 権 ・ 多 様 性 社 会 課	11.7	
地 域 づ く り 連 携 課		11.14	健 康 福 祉 部 ( 福 祉 事 務 所 )		
振 興 局	嬉 野 地 域	地 域 振 興 課	11.7	健 康 福 祉 総 務 課	8.1
		地 域 住 民 課	10.26	地 域 福 祉 課	10.13
振 興 局	三 雲 地 域	地 域 振 興 課	11.7	障 が い 福 祉 課	11.2
		地 域 住 民 課	10.26	保 護 課	8.12
振 興 局	飯 南 地 域	地 域 振 興 課	11.7	高 齢 者 支 援 課	8.1
		地 域 住 民 課	10.26	介 護 保 険 課	7.11
振 興 局	飯 高 地 域	地 域 振 興 課	11.7	保 険 年 金 課	10.24
		地 域 住 民 課	10.26	健 康 づ く り 課	11.14
総 務 部			こ ど も 局	こ ども 支 援 課	8.12
総 務 課		10.24		こ ども 未 来 課	8.24
財 務 課		7.11		子 ども 発 達 総 合 支 援 セ ン タ ー	7.11
職 員 課		11.14			
契 約 監 理 課		11.2			
市 民 税 課		8.24			
資 産 税 課		8.24			
収 納 課		8.24			
債 権 回 収 対 策 課		8.24			

対 象 箇 所	監 査 実 施 日	対 象 箇 所	監 査 実 施 日
産 業 文 化 部		消 防 団 事 務 局	4 . 10 . 13
商 工 政 策 課	4 . 11 . 2	会 計 管 理 課	10 . 26
観 光 交 流 課	7 . 27	松 阪 市 民 病 院	6 . 20
地 域 ブ ラ ン ド 課	7 . 27	上 下 水 道 部	6 . 20 10 . 24
競 輪 事 業 課	8 . 12	教 育 委 員 会 事 務 局	
企 業 誘 致 連 携 課	7 . 27	教 育 総 務 課	10 . 26
農 水 振 興 課	7 . 15	学 校 教 育 課	7 . 21
林 業 振 興 課	7 . 15	学 校 支 援 課	7 . 21
農 村 整 備 課	7 . 11	生 涯 学 習 課	8 . 24
文 化 課	7 . 27	ス ポ ー ツ 課	11 . 2
北 部 農 林 水 産 事 務 所	7 . 15	( 国 体 推 進 室 )	11 . 2
西 部 農 林 水 産 事 務 所	7 . 15	給 食 管 理 課	8 . 1
建 設 部		北 部 教 育 事 務 所	10 . 26
建 設 総 務 課	8 . 12	西 部 教 育 事 務 所	10 . 26
土 木 課	8 . 12	子 ども 支 援 一 研 究 セ ン タ ー	7 . 21
建 設 保 全 課	8 . 12	議 会 事 務 局	10 . 24
住 宅 課	7 . 21	農 業 委 員 会 事 務 局	7 . 15
都 市 計 画 課	10 . 13	監 査 委 員 事 務 局	11 . 14
営 繕 課	11 . 14	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	11 . 7
建 築 開 発 課	10 . 13		
北 部 建 設 保 全 事 務 所	8 . 12		
西 部 建 設 保 全 事 務 所	8 . 12		

## 第2 監査の概要

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

### (2) 監査の対象とした事項

令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

必要に応じて令和4年度各課監査日までの事務事業の執行について

### (3) 監査の基準

「松阪市監査基準」（令和2年4月1日施行）に準拠

## 第3 監査の方法

本年度の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。また、令和3年度監査結果の意見に対する取り組み等、措置状況についても合わせて確認した。

(1) 予算の執行は適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき適正に行われたか。

(6) 事務の執行が合理的かつ効率的に行われたか。

(7) 職員服務規律等の徹底に取り組まれたか。

なお、令和4年10月20日付けで、議員選出監査委員の交代があったため、10月19日までは、西村和浩、杉本徳男、市野幸男が、10月20日以後は、西村和浩、杉本徳男、赤塚かおりが監査を行った。

## 第4 監査の結果

監査の対象とした令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていたが、後述のとおり、一部に改善・検討を要する事項が認められた。これらについては、内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度口頭・文書で善処を指示した。

## 多くの課に共通する事項

- 令和元年度から「物品役務完了検査調書」の作成が必要となったが、本年度も前年度と同様に不作成・不備が多く見られた。また、納品書に検収印が押されていないなど、不備が多く見られた。「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。

- ・ 物品役務完了検査調書の不作成・不備

【広報広聴課、地域振興課（飯高）、職員課、環境課、清掃事業課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、商工政策課、農水振興課、文化課、土木課、松阪市民病院、教育総務課、給食管理課、子ども支援研究センター、西部教育事務所】

- ・ 納品書の不備

【秘書課、防災対策課、情報システム課、市政改革課、地域づくり連携課、地域振興課（飯南、飯高）、総務課、清掃事業課、地域安全対策課、地域福祉課、北部建設保全事務所、上下水道部、生涯学習課、スポーツ課】

- 補助金や交付金の実績報告書に添付される証拠書類について、領収書の但し書に記載のないものや日付の誤り、写真が添付されていないなどの不備が見られた。所管課においては十分な審査等を行い、適切な指導に努められたい。

【地域づくり連携課、地域振興課（嬉野）、地域安全対策課、商工政策課、文化課】

- 切手等受払簿について、所属長の確認印漏れや枚数の記載誤りなど不備が見られた。「松阪市文書管理規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【収納課、地域振興課（飯高）、清掃事業課、清掃施設課、保護課、子ども支援課、文化課、上下水道部、給食管理課、議会事務局】

- 随意契約について、契約伺いの起案書に適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが理由が適切でないものや記載されていないものなどが見られた。随意契約を行う場合は、契約相手選定の理由の合理性、契約金額の妥当性等を十分に検討し、起案書に地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を明確に記載し、説明責任を果たされたい。

【地域振興課（飯高）、北部農林水産事務所、松阪市民病院、上下水道部、北部教育事務所】

- 公用車運行日誌に車両管理者の決裁印漏れ、運転者氏名の記載不備が見られた。公用車を使用する際は、「松阪市庁用自動車管理規程」に基づき、適正な事務処理に努められたい。

【地域振興課（飯高）、清掃施設課、保護課、介護保険課、住宅課】

## 個別事項

### ◎ 秘書広報局

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【秘書課、広報広聴課】

- 契約伺い起案書について、決裁区分誤りが見られた。

【広報広聴課】

### ◎ 防災対策課

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 委託契約について、委託期間終了後に変更契約が締結されていた。

### ◎ 企画振興部

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【市政改革課、情報システム課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、飯南、飯高）】

- 債務負担行為の設定がなく、前年度中に契約締結のための見積もり合わせが行われていた。

【市政改革課】

- 修繕における見積書の徴取について、業者の押印がカラーコピーであった。押印は見積書が真正であるという証拠になるので、十分な確認と適切な指導に努められたい。

【地域づくり連携課】

- 委託業務等契約書の再委託に関する条項について不備が見られた。また、給水設備修繕の入札における仕様書について、無理のある条件を求めたため、入札辞退等が多発した。「松阪市契約規則」に基づき適正な事務処理に努められたい。

【地域振興課（三雲）】

- 長期継続契約について、契約書に特約事項を規定していないものが見られた。

【地域振興課（嬉野、飯南）】

- 工事契約について、仲裁合意書が記入、押印されていないものが見られた。

【地域振興課（飯高）】

## ◎ 総務部

### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【総務課、職員課、収納課】

## ◎ 環境生活部

### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【環境課、清掃事業課、清掃施設課、地域安全対策課】

- 委託契約関係書類について、通常の委託契約には不要な書類を業者に提出させていた。適切な契約事務を行い、効率性の向上及び相手方の負担軽減に努められたい。

【環境課】

- 委託契約について、履行確認が年度内に行われていないものが見られた。

【清掃事業課】

- 長期継続契約について、契約書に特約事項を規定していないものが見られた。

【戸籍住民課】

## ◎ 健康福祉部・福祉事務所

### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、こども支援課】

- 委託契約について、契約の締結により支出負担行為書を作成しなければならないが、支出負担行為兼支出命令により執行されていた。
- 債権回収対策課から指摘を受けるまで未調定債権の存在に気付かず債権整理がされていなかった。担当部局内でしっかりチェックできる仕組みを構築されたい。

【保険年金課】

- 補助金交付に対する履行確認書が作成されていないものが見られた。

【健康づくり課】

- 委託業務における再委託に関する手続等について、契約書に再委託の承認手続きに関する記載があるにもかかわらず審査、承認がなされていないなど適正な手続きが行われていないものが見られた。契約事務について適正な事務処理に努められたい。
- 外部委託をしている支援事業について、前年度に比べてきめ細かい支援が出来なかった理由を、当該支援員が別の委託業務を兼務しているためなどとしている。委託契約に基づき事業を完遂するよう受託事業者には担当部局から指導されたい。

【地域福祉課】

- 債務負担行為の設定がなく、前年度中に契約締結の起案が行われているものが見られた。

【介護保険課】

## ◎ 産業文化部

### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【商工政策課、農水振興課、文化課、北部農林水産事務所】

- 委託契約等関係書類について、契約形態に見合った契約条項が使用されていなかった。また、実績報告書の添付資料に不備が見られた。

【文化課】

## ◎ 建設部

### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【土木課、住宅課、北部建設保全事務所】

- 契約関係書類について、契約日の記載漏れや竣工年月日の記載誤り等不備が見られた。

【土木課、北部建設保全事務所】

- 債務負担行為の設定がなく、前年度中に契約予定通知書が送付されていた。

【北部建設保全事務所】

- 入札案件である単価契約について、見積もり合わせによる契約締結を行っていた。

【住宅課】

◎ 消防団事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 会計管理課

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 松阪市民病院

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 契約事務について、契約締結伺い時の契約期間と契約書の契約期間に違いがあるもの、通常納品までに日数が必要と思われる契約において契約日と納品日が同じもの、市民病院契約審査委員会の承認が必要な契約案件で承認を得ていないものが見られた。また、定めなければならない予定価格を定めていないものが多く見られた。市民病院においては高額な契約案件も多いことから、適正な事務処理に努められたい。
- 随意契約について、本来入札や複数者からの見積書が必要な案件が、1者のみで見積書に基づき契約されているものが多く見られた。随意契約を結ぶ場合は説明責任が果たせるように、法的根拠と理由を明確にするとともに相手事業者の状況もよく把握し、適正な契約事務に努められたい。

◎ 上下水道部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 工事契約について、仲裁合意書の管理者印漏れが見られた。また、随意契約について、見積もり徴取が規定通りに行われていないものが見られた。

◎ 教育委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【教育総務課、生涯学習課、スポーツ課、給食管理課、北部教育事務所、西部教育事務所、子ども支援研究センター】

- 耳鏡・鼻鏡の購入について、事前に各学校の必要個数を聞き取り、取りまとめて購入した後に、単独で発注する学校があり、高い単価での購入となっているものが見られた。今後は年間の単価契約による購入を検討されたい。

【学校教育課】

- 青少年健全育成事業実施委託料について、一部の委託料の支出に係る手続きに不備が見られた。委託事業については、実績報告書の十分な審査と適切な指導に努められたい。

【生涯学習課】

- 補助金交付事務について、交付決定前の事業が補助対象となっているものが見られた。事業者には早期に交付申請を行うよう指導されたい。また、実績報告書に添付されている収支精算書と領収書等の金額が一致しないものも見られた。実績報告書については十分な審査と適切な指導を行い、適正な事務処理に努められたい。

【スポーツ課】

- 随意契約について、予定価格が記載されていないものが見られた。

【西部教育事務所】

◎ 議会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 農業委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 監査委員事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 選挙管理委員会事務局

指摘要望事項

- 入札案件であるにもかかわらず随意契約による契約がなされていた。また、見積書の徴取について、記載内容の不備などが見られた。

**意見**

昨年11月から12月にかけて、松阪市民病院において背任の疑いで職員が逮捕及び起訴されたことは、誠に遺憾である。

この事件については、今後の捜査や公判の行方を注視する必要があるが、病院においても事件の原因究明や再発防止に向けた検証を進められたい。

このようなことが起こらないようにするために、市役所の全ての職員に対して改めて公務員としての倫理観を醸成し、組織としての規律保持と不正を未然に防ぐ仕組みづくりに一層取り組まれたい。